

福島県三島町議会

事績1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1 一般質問の一問一答方式の導入

議会の一般質問をより活性化させ、論点を明らかにするために、一問一答制度を導入して、町の施策を細かく質している。

これにより、町側の答弁も明確になり、一般質問で質されたことが町の施策に反映されやすくなり、より効率的で効果的な行政運営につながっている。

2 議員定数

平成19年12月定例会において議員定数を10名から8名に削減する条例を議員提出議案で可決した。これにより、平成20年5月からは議員8名体制となり、議会運営委員会5名、総務文教常任委員会4名、産業厚生常任委員会4名と最小限で組織し、効率的な議会運営を行っている。

3 町有施設調査の実施

議会では年1回町有の施設等の調査を実施している。町民目線で施設が有効に活用されているか、修繕等が必要な箇所は無いか等を確認するとともに、指定管理者が管理する施設では、その施設が当初の目的通りにその効果を発揮しているか等を確認するとともに、改善が必要と思われる際は指摘事項を町に伝えて改善につなげている。

4 農業法人等設立調査・研究特別委員会について

三島町では民間の農業法人が長く水田の受託や園芸作物等の栽培により、農業振興や農地保全に努めてきたが、高齢化と後継者不足により平成26年度中で廃業することになってしまった。これでは、三島町の農業が崩壊し益々農地の荒廃が進んでしまうとの危機感から、議会では平成26年4月に「農業法人等設立調査・研究特別委員会」を立上げ、新たな農作業の受託組織の設立について調査研究を行うことになった。

平成26年12月まで3回の特別委員会を開催するとともに、現地調査等も行い、12月議会定例会において調査報告書を町に提出した。その内容は主に、農業生産法人は出資金が2千万円必要なため一般法人とすべき、水稻以外の園芸作物栽培に取り組み経営の安定を図ること、町外からも農業経営に優れた経営者を募集すべきなどを報告した。

これに基づき、町が資本金を出資し、平成27年2月に桐の里産業株式会社を設立し、同年4月から運営を開始し、町内の水田の受託作業や園芸作物の振興に取り組み、現在の町の農業振興と農地の保全につながっている。

事績 2 住民に開かれた議会

1 地区座談会への参加

町では毎年11月から12月にかけて、次年度の予算編成時期に合わせて、全地区で町民と直接対話する座談会を開催している。議会でも広く町民の生の声を聞くために議長以下全員が交代で各地区での座談会に参加している。

これにより、議員自ら町民と直接対話を行い、町づくりについて意見を交換するとともに、議員が在籍しない地区でも議員が赴き、対話することにより、地区住民たちの意見が議会に直接届き、その成果として、翌年度の予算編成に町民の声を反映することが出来るようになった。

2 広報誌の発行

議会では年に4回「議会だより」を発行し、広報活動を実施している。主に一般質問の内容や、条例・予算等の採決状況、研修参加の様子等を紹介して、町民にわかりやすく議会活動を紹介している。

また、この「議会だより」は町民のみならず、首都圏に住む三島町出身者や田舎を持たない都市住民が登録出来る「ふるさと運動」の「特別町民」等にも配布され、遠く離れたふるさとの議会活動を知ることが出来る一助となっている。